

# 定 款

株式会社 オーネックス

# 株式会社オーネックス

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当会社の商号は株式会社オーネックスと称し、英文では、ONEX Corporationと表示する。

#### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 金属の熱処理加工業
- (2) 热処理関連資材の製造販売
- (3) 热処理炉の製造販売
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 経営コンサルティング業
- (6) 人工ゼオライトの製造販売および輸出入
- (7) 人工ゼオライトの製造装置の製造、販売、施工及びリース
- (8) 一般廃棄物・産業廃棄物処理業
- (9) 化学工業薬品・農業用土壤改良剤・肥料・堆肥の製造販売および輸出入
- (10) 微生物を用いた土壤・水質改善処理剤および肥料・堆肥の製造販売および輸出入
- (11) 生命工学の方法による土壤・水質改善の研究開発および研究開発の受託並びに開発技術の特許販売
- (12) 建築物の施工及び工事管理
- (13) 情報システムの設計、開発、保守及び運営管理
- (14) コンピューターソフトウェアの開発及び販売
- (15) 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス
- (16) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都町田市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,868,600 株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、市場取引等により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。

#### (電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事

項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (相談役及び顧問)

第24条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができます。

2 当会社は、社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

### (監査役及び監査役会の設置)

第 33 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

### (監査役の員数)

第 34 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

### (監査役の選任)

第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### (監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名す

る。

(監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 執行役員

(執行役員)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。

## 第 7 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 45 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 46 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 47 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 49 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当等)

第 50 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 51 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第 52 条 期末配当金及び中間配当金が、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

## 附則

1. 変更後定款第 13 条の変更にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和50年08月25日 改正  
昭和51年09月25日 改正  
昭和53年09月25日 改正  
平成03年06月30日 改正  
平成05年09月24日 改正  
平成06年09月29日 改正  
平成07年05月24日 改正  
平成08年09月27日 改正  
平成10年09月29日 改正  
平成13年09月27日 改正  
平成14年09月26日 改正  
平成15年09月25日 改正  
平成17年09月28日 改正  
平成18年09月28日 改正  
平成19年07月01日 改正  
平成19年09月27日 改正  
平成21年09月25日 改正  
平成24年09月27日 改正  
平成30年01月01日 改正  
令和01年09月26日 改正  
令和03年09月28日 改正  
令和04年09月29日 改正